

## 掲示文書一覧(市長分)

令和8年2月16日

種別	番号	題名	主管課
告示	54	条例の施行日について	道路総務課
告示	55	条例の施行日について	道路総務課
告示	56	姫路市国民健康保険料の滞納処分に係る差押調書(謄本)の公示送達について	国民健康保険課
公告	54	地域農業経営基盤強化促進計画の公告について	農政総務課
公告	55	個人情報の外部提供について	市民総合相談室
公告	56	制限付き一般競争入札について	障害福祉課
公告	57	開発行為に関する工事の完了について	まちづくり指導課

【 閲覧用 】  
持ち帰り厳禁

姫路市告示第 54 号

令和 8年 2月 16日

姫路市長 清 元 秀 泰

### 条例の施行日について

姫路市道路附属物自転車等駐車場条例の一部を改正する条例（令和6年姫路市条例第54号）の市長が告示で定める日は、令和8年3月14日とする。

姫路市告示第 55 号

令和 8年 2月 16日

姫路市長 清 元 秀 泰

### 条例の施行日について

姫路市道路附属物自転車等駐車場条例の一部を改正する条例（令和7年姫路市条例第82号）附則第1項に規定する市長が告示で定める日は、次の各号に掲げる規定ごとに、それぞれ当該各号に定める日とする。

- (1) 附則第3項の規定 令和8年3月8日
- (2) 前号に掲げる規定以外の規定 令和8年3月14日

姫路市告示第 56 号

令和 8年 2月16日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市国民健康保険料の滞納処分に係る差押調書（謄本）の公示送達について

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条の規定により準用される地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、下記書類を保管しているため、いつでもその送達を受けるべき者に交付します。

記

- 1 送達を受けるべき者の最終確認住所及び氏名  
姫路市北原1番地4 シーズンズコンフォート202  
毛利 洋斗
- 2 送達すべき書類  
姫路市国民健康保険料の滞納処分に係る差押調書（謄本）

姫路市公告第 54 号  
令和 8年 2月16日

姫路市長 清 元 秀 泰

### 地域農業経営基盤強化促進計画の公告について

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項に規定する地域農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」という。）を定めたので、同条第8項の規定に基づき公告し、当該計画書を本日以後、姫路市農林水産環境局農林水産部農政総務課及び姫路市ホームページにおいて縦覧に供する。

なお、地域計画を定めた地区は、下記のとおりとする。

### 記

#### 地域計画を定めた地区

- (1) 香呂地区 香寺町香呂地区（中仁野、中屋、広瀬南、広瀬北）
- (2) 鹿谷地区 夢前町前之庄C（岡）
- (3) 安富中地区 安富町名坂（名坂第1、名坂第2）

姫路市公告第 55 号

令和 8 年 2 月 16 日

姫路市長 清 元 秀 泰

## 個人情報の外部提供について

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第69条第2項第3号の規定により姫路市が保有する個人情報について次のとおり外部提供したので、公告する。

### 記

#### 1 提供先

国（自衛隊兵庫地方協力本部）

#### 2 提供理由

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第120条の規定により自衛官の募集に関し必要な資料の提供を求められたため。

#### 3 提供する個人情報の内容

日本国籍を有し、姫路市に住民登録のある者のうち、平成16年4月2日から平成17年4月1日までの間に出生した者の氏名、男女の別、郵便番号及び住所

#### 4 提供期間

令和8年2月16日から令和8年3月19日まで

#### 5 提供方法

紙媒体（第3項に規定する個人情報のうち、郵便番号、住所及び氏名を男女別に印字した宛名シール）

姫路市公告第 56 号

令和 8 年 2 月 16 日

姫路市長 清 元 秀 泰

### 制限付一般競争入札について

令和 8 年度医療型短期入所事業所開設支援業務委託について制限付一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項の規定により下記のとおり公告する。

#### 記

#### 1 入札に付する事項

(1) 業務名

令和 8 年度医療型短期入所事業所開設支援業務委託

(2) 履行場所

受託者の定める場所

(3) 履行期間

令和 8 年（2026 年）4 月 1 日から令和 9 年（2027 年）3 月 31 日まで

(4) 業務概要

令和 8 年度医療型短期入所事業所開設支援業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

(5) 最低制限価格

無

#### 2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 姫路市入札参加資格制限基準（平成 25 年 3 月 25 日制定）の規定による資格制限（以下「入札参加資格制限」という。）を受けていない者であること。

(2) 姫路市が行う建設工事等の契約からの暴力団排除に関する要綱（平成 25 年 4 月 1 日制定。以下「暴力団排除要綱」という。）第 3 条に定める排除対象事業者に該当していない者であること。

(3) 競争入札の参加資格等について（平成 23 年姫路市告示第 408 号）第 5 項の規定により業者登録名簿に登録され、かつ、次の全てに該当する者であること。

ア 法人格を有する者

イ 業者登録名簿の役務提供業種のうち、業種「事務委託」の詳細業種「その他」において競争入札に参加する資格を有する者

ウ 令和 7 年度中に、都道府県又は政令指定都市から医療型短期入所事業所開設支

援業務を受託し、受託期間中に医療型短期入所事業所の開設実績（予定を含む。）があること。

エ 公告の日から落札決定の日までの間において、次の全てに該当する者であること。

(ア) 姫路市登録業者指名停止等措置要綱（昭和62年6月25日制定）の規定による指名停止措置（以下「指名停止」という。）を受けていない者

(イ) 姫路市登録業者指名停止等措置要綱に規定する指名停止の措置要件に該当しない者

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における更生手続開始の申立てを含む。以下同じ。）がなされていない者及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者

### 3 制限付一般競争入札参加申込書等の配布の期間及び場所

配布期間	公告の日から令和8年（2026年）2月27日まで
配布場所	姫路市役所ホームページに掲載する。 ( <a href="https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/category/4-3-2-1-3-2-0-0-0-0.html">https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/category/4-3-2-1-3-2-0-0-0-0.html</a> )

### 4 入札参加申込み及び入札参加資格の審査

(1) 本制限付一般競争入札に参加しようとする者（以下「参加希望者」という。）は、次号に示す受付期間及び受付場所に、次に掲げる書類を郵送又は持参により提出し、第2項に掲げる入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）の審査を受けなければならない。なお、書類を郵送により提出する場合は、書留郵便等配達記録の確認ができるものによることとし、持参する際は、受付場所へ事前に連絡をした上で持参すること。

ア 制限付一般競争入札参加申込書（様式1）

イ 姫路市税の納税証明書（一般競争入札参加用）（公告日以後に発行されたものの原本、市税の納税義務がある場合に限る。）

ウ 国税の納税証明書（税務署様式その3の3。）（公告日以後に発行されたものの原本）

エ 第2項第3号ウに規定する履行実績に係る調書（任意様式）

(2) 入札参加申込みの受付期間及び受付場所

受付期間	公告の日から令和8年（2026年）2月27日まで (姫路市の休日定める条例（平成2年姫路市条例第15号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日（以下「本市の休日」という。))
------	--

	を除く。) 午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで 郵送により提出する場合は、受付期間最終日の午後5時必着
受付場所	姫路市安田四丁目1番地（姫路市役所 本庁舎1階） 姫路市健康福祉局福祉総務部障害福祉課（以下「障害福祉課」という。） 電話番号 079-221-2454

- (3) 姫路市は、提出された書類により入札参加資格の審査を行い、その結果は令和8年（2026年）3月3日を目途に、確認通知書をメールにて通知する。
- (4) 入札参加資格がないと認めた参加希望者には、確認通知書にその理由を記載する。
- (5) 参加希望者は、入札参加資格がないと認めた理由について、姫路市に対し、説明を求めることができる。その場合には、令和8年（2026年）3月6日までに、入札参加資格がないと認めたことに対する理由を請求する旨を書面又は電子メール（送信先：[syougaif@city.himeji.lg.jp](mailto:syougaif@city.himeji.lg.jp)）にて、障害福祉課に提出すること。期日までに当該請求があった場合は、姫路市はこれに対し、速やかに回答する。
- (6) 提出する書類の作成に係る費用は、参加希望者の負担とする。
- (7) 提出された書類は、返却しない。

## 5 質疑

仕様書等に関して質問しようとするときは、次に示す期間内に、別に指定する質疑書（任意様式）に質問事項を記載し、ファイル名を入札参加者の商号又は名称に変更の上、次のメールアドレス宛てに添付ファイルとして電子メールで送信すること。なお、質疑書の内容に入札参加者名を特定できる記載があるときは、回答しない。

質問受付期間	公告の日から令和8年（2026年）2月27日まで
送信先	<a href="mailto:syougaif@city.himeji.lg.jp">syougaif@city.himeji.lg.jp</a>
質問回答を示す日時及び場所	質問受付期間内に受領した全ての質問内容及び回答を令和8年3月10日までに電子メールにて送信する。 なお、質問した法人名は公表しない。また、入札参加資格等に関する質問については、原則として公表しない。応募状況等の問い合わせ及び提出書類の確認については、一切受け付けない。

## 6 入札及び開札の日時及び場所

入札及び開札の日時	令和8年（2026年）3月18日 午後2時
入札及び開札の場所	姫路市安田四丁目1番地 姫路市役所北別館2階 205号室

## 7 入札保証金及び契約保証金等に関する事項

- (1) 入札保証金については、免除する。
- (2) 契約保証金については、姫路市契約規則（昭和62年姫路市規則第29号）第29条の規定を適用する。

## 8 契約条項を示す期間及び場所

契約条項を示す期間	公告の日から令和8年（2026年）3月18日まで
契約条項を示す場所	姫路市役所ホームページで提供する。 ( <a href="https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/category/4-3-2-1-3-2-0-0-0-0.html">https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/category/4-3-2-1-3-2-0-0-0-0.html</a> )

## 9 入札に関する事項

### (1) 入札方法等

- ア 入札書は指定する様式を使用すること。
- イ 入札書及び封筒に業務名等を記入し、封筒は密封すること。また、代理の場合は委任状を入札書と同封すること。
- ウ 入札書へは、業者登録申請時に届出の使用印を押印すること。
- エ 入札書の日付は、入札書の記入日を記載すること。
- オ 入札を辞退する場合は、入札日までに理由を付した辞退届を提出すること。一度提出した辞退届は、撤回をすることはできない。

### (2) 入札に関する条件等

- ア 入札を行うときは、確認通知書を持参し、提示すること。
- イ 入札及び開札には必ず出席すること。郵便及び電話による入札は、認めない。
- ウ 消費税及び地方消費税の課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税相当額を含まない月額契約希望金額を入札書に記載すること。
- エ 一度提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

### (3) 関係法令の遵守

入札参加者は、刑法（明治40年法律第45号）及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）を遵守し、入札の公正性及び公平性を害する行為を行わないこと。

## 10 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) 入札書が所定の日時までに提出されない入札
- (2) 入札参加資格があると認定された確認通知書のない者がした入札、虚偽の内容を記

載した制限付一般競争入札参加申込書等により入札参加を認められた者がした入札、  
その他入札参加資格のない者のした入札

- (3) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札
- (4) 同一事項の入札について、他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (5) 談合その他不正な行為によってなされたと認められる入札
- (6) 再度入札における入札金額が、初回又は前回の入札の最低金額と同額又はこれを超えた入札
- (7) 入札書に記名押印（姫路市に届出している使用印）のない入札
- (8) 入札書中、必要な文字を欠き、又は判読できない入札
- (9) 金額を訂正した入札
- (10) 委任のある場合は、代理人の氏名若しくは押印のない入札書による入札又は委任状のない入札
- (11) 前項第2号ア及びイに規定する入札に関する条件等に違反する入札

#### 1 1 落札者の決定

- (1) 予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者と決定する。  
ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき等、契約の相手方として著しく不相当であるときは、その者を落札者とし  
ないことがある。
- (2) 開札の結果、落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上ある場合は、くじ  
によって落札者を決定することとし、この場合において、落札者となるべき同価格の  
入札をした者は、くじを引くことを辞退することはできない。
- (3) 落札者は、契約締結までに、暴力団排除要綱様式第3号に定める暴力団排除に関す  
る誓約書を提出しなければならない。

#### 1 2 再度入札に関する事項

- (1) 初回の入札において落札者となるべき入札をした者がいない場合は、直ちに再度の入  
札を行う。再度入札の回数は、2回とする。
- (2) 再度入札には、前の入札において入札に参加しなかった者及び無効とされた者は、  
参加できない。

#### 1 3 その他

- (1) 予定価格は、非公表とする。
- (2) 本業務についての説明会は、実施しない。

- (3) 落札決定後に正当な理由なく契約を辞退した場合は、姫路市登録業者指名停止等措置要綱に基づく指名停止を行うことがある。
- (4) 落札決定後、契約締結までの間に落札した者が入札参加資格制限若しくは排除対象者に該当し、又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しないことがある。
- (5) 本契約手続において使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。
- (6) 本業務は、令和8年度（2026年度）の予算の議決を条件とする。令和8年度（2026年度）において、本業務に係る予算の減額又は削除があった場合は、本契約を変更し、又は解除することができる。この場合において、本業務の受注者に損害があるときは、受注者は、その損害の賠償を姫路市に請求することができるものとし、この場合における賠償額は協議の上定めるものとする。
- (7) 本契約は電子契約による契約締結を可能とする。

ア 電子契約を希望する場合

入札時に電子契約利用申請書を持参し、落札決定後に提出すること。電子契約利用申請書、操作マニュアル等は、以下のホームページで提供する。

<https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000029779.html>

イ 電子契約を希望しない場合（従来の紙契約書による契約締結）

電子契約利用申請書の提出は不要。

## 令和8年度医療型短期入所事業所開設支援業務委託仕様書

### 1 事業目的

医療的ケアを必要とする障害者、障害児（以下「医療的ケア児者」という。）が増加する中、本市の3か所の医療型短期入所事業所（以下「事業所」という。）では受入れが困難になりつつある。

本事業において、市内の病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院（以下「医療機関等」という。）に対して、医療型短期入所事業を広く周知し、新規開設に関する医療機関等の開設相談や個別支援を行い、市内の事業所の開設を促進することを目的とする。

### 2 事業委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

### 3 事業内容

#### (1) 新規開設講習

新規参入希望のある医療機関等を対象に、障害福祉サービスの人員、設備運営に関する基準、障害福祉サービスの報酬、開設事例等の講習会を実施する。

##### ア 対象

新規に障害福祉サービス（短期入所）へ参入を検討する市内外の医療機関等

##### イ 規模

1回あたりの定員は原則20名程度とし、2回程度実施する。

##### ウ 講師

障害福祉サービス（短期入所）の人員、設備、運営に加えて、診療報酬や介護保険サービスに精通し、医療型短期入所の開設実績がある者

##### エ 会場

オンライン（オンライン配信に係る準備及び運営含む）又は姫路市内の場所

#### (2) 法人開拓提案

医療機関等を訪問し、管理者等に対して併設型・空床型の医療型短期入所事業の実施等を働きかけるとともに、必要に応じて収入試算の提案等を行う。

##### ア 地域

播磨圏域連携中枢都市圏

##### イ 規模

訪問・提案の対象リストを20か所程度作成し、市と協議の上、10事業所程度を訪問すること。下記(3)フォローアップとあわせて、必要な支援を行うこと。

##### ウ 対象

市内の全体的な傾向や課題を分析し、訪問先には開設により、課題の解消に寄与す

る可能性の高い事業所を選定すること。

エ その他

本仕様書に記載のない範囲で助言等を行う場合（法人経営上の助言等）、自由意志に基づいて個別にコンサルティング等の契約を締結することは妨げないが、必ず本委託事業とは一線を画すとともに、収入試算や指定基準上の開設、運営、請求等は、別契約とせず必ず本委託業務の中で実施すること。また、別契約を締結した場合は、その旨、市に報告すること。

(3) 新規開設事業所等へのフォローアップ

指定を検討する医療機関等を対象に、職員が訪問し、個別支援の助言を行う等の伴走支援を行う。

ア 対象

新規指定を検討する医療機関又は新規指定後1年以内の医療型短期入所事業所

イ 規模

実施回数は延べ4回程度とすること。

支援対象として選定した医療機関等に、複数回の訪問又はオンライン面談を実施し、指定申請に向けた実務的な助言やサポート（各種申請届出書類作成）を行うこと。

(4) 電話相談対応

新規指定を検討する医療機関、新規指定後1年以内の医療型短期入所事業所等から開設、運営、請求等の相談可能な電話等の相談窓口を設置する。

ア 規模

少なくとも週1日（祝日を除く月曜日から金曜日のうち1日）以上相談できる体制を確保すること。

イ 場所

受託者に定める場所で行い、市に報告すること

ウ 留意事項

受託者の責任による回答・助言を原則とする。

エ その他

相談内容については記録・整理すること。

4 目標値の設定

受託者は、本業務の実施にあたり、新規指定を検討する医療機関数及び新規指定に向けた事前協議に至る医療機関数の目標値を設定し、実施計画書により市に報告すること。また、業務完了報告書に目標値に対する達成状況及び要因分析（未達成の場合は課題等）を報告すること。

## 5 守秘義務等

業務の実施にあたり、知りえた個人情報に関してはこの業務に従事する全ての職員に、委託期間中及び委託契約終了後に守秘義務を課すこと。

業務において知りえた個人情報は委託業務の目的以外に利用しないこと。

## 6 備考

- (1) 上記3の各支援においても法人から料金を徴収することはないものとする。
- (2) 事業実施にあたっては、予め実施計画書を提出し、本市の承認を得るものとする。
- (3) 主担当者は医療、介護、障害分野に精通しており、医療型短期入所事業所開設に係る支援の実績を保有すること。
- (4) 仕様書に定めることのほか必要な事項については、本市と協議の上決定する。

姫路市公告第 57 号

令和 8 年 2 月 16 日

姫路市長 清 元 秀 泰

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により公告する。

記

1 許可年月日及び許可番号

令和 8 年 1 月 8 日

姫路市指令土 第 1 - 19 - 3 号（24）

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

姫路市西今宿八丁目 877 番、879 番の一部、880 番 3 の一部、880 番 4、881 番、882 番、883 番、887 番、888 番、889 番、890 番、1021 番 4、1022 番 4、1024 番の一部、1025 番 1 の一部、1026 番 3、1027 番 2、1027 番 3、1029 番 3、1029 番 5 及び 877 番地先里道、並びに北今宿三丁目 874 番 14、874 番 15 及び 874 番 16

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

姫路市飾磨区野田町 153 番地

オーエイハウジング株式会社

代表取締役 横山 英人

姫路市土山七丁目 6 番 10 号

有限会社セーフティハウス

代表取締役 的場 政和